○出雲市都市計画図の取扱要領

第1条(主旨)

島根県出雲市都市整備部都市計画課が所有する都市計画図(出雲市計画区域:1/2500)及び都市計画図デジタルマップ(DMデータ)の取り扱いについて定め、適正な管理を図るものとする。

第2条 (関係法令)

都市計画図の取り扱いについては、測量法ほかこの要領による。

第3条(基本的な考え方)

都市計画図の地理情報は、市民共有の財産として、市民や企業が直接活用し便益を受けることができるものであり、関係法令を踏まえた上で、広く一般に提供することとする。

第4条(都市計画図の形態)

都市計画図の提供する形態は、白焼き及びDMデータ(複製品)とする。

第5条(都市計画図の交付)

都市計画図の交付を受けようとするものは次に従い、手続きを行わなければならない。

1. 都市計画図の複製 (測量法第43条)

都市計画図の複製の交付を受けようとする者は、測量法第43条の規定に基づき、都市計画図 複製承認申請書(様式1)を出雲市長に提出しなければならない。

2. 都市計画図の使用 (測量法第44条)

都市計画図を使用して測量(測量法第3条に定める「測量」という。)を実施しようとする者は、 測量法第44条第1項の規定に基づき、都市計画図使用承認申請書(様式2)を出雲市長に提出 しなければならない。

出雲市長は、提出された使用承認申請書を審査し、測量法第44条第2項の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、承認番号を明示する等の条件を付して承認する。

使用者は、成果が完成したときは、測量作業完了届け(様式3)とともに成果物を提出する。

3. 使用制限

交付されたDMデータは、申請目的以外には使用してはならない。また、第3者への譲渡もしないこと。

付 則

この要領は平成21年2月3日から適用する。